



# 三重県公報

令和4年10月24日 (月)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>条 例</b>			
45	三重県県税条例の一部を改正する条例	( 税 務 企 画 課 )	2
46	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例	( 地 域 福 祉 課 )	5
<b>規 則</b>			
60	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	6

### 公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例 (条例第 45 号)

- 1 法人の県民税等の徴収金の賦課徴収に関する事務を三重県四日市県税事務所長及び三重県津総合県税事務所長に委任するため、知事の権限の委任の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例 (条例第 46 号)

- 1 高齢者の増加等地域の実情に鑑み、民生委員の定数の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行することとしました。

### 条 例

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年十月二十四日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(知事の権限の委任)            第六条の二 (略)</p>	<p>(知事の権限の委任)            第六条の二 (略)</p>		
<p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事務については、同表の下欄に掲げる者に委任する。</p>	<p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定配当等(法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。)及び特定株式等譲渡所得金額(同項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。)に係る県民税、第三十八条第一項第一号イに規定する法人の行う事業に対する事業税、当該法人の県民税並びに県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)については三重県津総合県税事務所長に、自動車税の環境性能割(法第四百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。)及び種別割(同条第二号に規定する種別割をいう。以下同じ。)に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(種別割に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務については三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)に委任する。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業</td> <td>三重県四日市県税事務所長及び三重県津総合県税事務所長</td> </tr> </table>	法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業	三重県四日市県税事務所長及び三重県津総合県税事務所長	
法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業	三重県四日市県税事務所長及び三重県津総合県税事務所長		



法人の行う事業に対する事業税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。) は、それぞれ当該県税事務所が所管した区域を所管する三重県四日市県税事務所の長又は三重県津総合県税事務所の長がした賦課徴収に関する事務とみなす。

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年十月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第四十六号**

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例

三重県民生委員定数条例（平成二十六年三重県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
津市	六一九人	津市	六一七人
四日市市	六二三人	四日市市	六〇九人
伊勢市	三〇九人	伊勢市	三〇八人
松阪市	三九一人	松阪市	三八八人
(略)	(略)	(略)	(略)
鈴鹿市	三七六人	鈴鹿市	三七五人
名張市	一九一人	名張市	一八九人
(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	一〇三人	亀山市	一〇二人
(略)	(略)	(略)	(略)
伊賀市	三二一人	伊賀市	三〇九人
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十月二十四日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第六十号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p><del>第二条 条例第六条の二第二項の表第一号の項に規定する法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務は、調査に関するもの（県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）が行うものに限る。）</del>、納税の猶予に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>2 <del>条例第六条の二第二項の表第三号の項に規定する規則で定める事務は、自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（証紙徴収に係るものを除く。）のうち、調査に関するもの（県税事務所長が行うものに限る。）</del>、納税の猶予に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p>	<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条</p> <p>条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務は、自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（証紙徴収に係るものを除く。）のうち、調査に関するもの（<del>県税事務所の長</del>（以下「<del>県税事務所長</del>」<del>という。</del>）<del>が行うものに限る。</del>）<del>、納税の猶予に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</del></p>

第四十号様式及び第四十号様式の二を次のように改める。

第40号様式（第31条関係）

（表）

法人開 始 設 置 申 告 書		※	電算登録	納 税 者 番 号
		処理欄		
受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て 三重県県税条例第45条第1項の 規定により、申告します。	(フリガナ) 法 人 名			
	法 人 番 号			
	本 店 所 在 地	〒	電話 ( ) -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	この申告に应答する者	氏名	電話 ( ) -	
	送付先 <input type="checkbox"/> 本店所在地 ・ <input type="checkbox"/> 代表者住所 連絡先 <input type="checkbox"/> その他	〒	ビル名、室名、号室等 電話 ( ) -	
開 始 年 月 日	年 月 日 (本店所在地が三重県の場合のみ)	事業 の 種 類	<input type="checkbox"/> 製造業 (具体的に 業) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に 業)	
設 置 年 月 日	年 月 日 (本店所在地が三重県以外の場合のみ)		公益法人等であ <input type="checkbox"/> 収益事業を行う。 る場合 <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない。	
資本金の額又 は出資金の額	円		一般社団法人又 <input type="checkbox"/> 非営利型法人 は一般財団法人 <input type="checkbox"/> 非営利型法人以外 である場合	
資本金の額及 び資本準備金 の額の合算額	円			
資本金等の額	円			
事 業 年 度	(自) 月 日 (至) 月 日			
申告期限の 延長の有無	事業税 有 無 . . . から 月 間 県民税 有 無 . . . から 月 間	事務所 等の所 在県数	<input type="checkbox"/> 三重県内のみ <input type="checkbox"/> 三重県以外の都道府県にも事務所等がある。 (事務所等が所在する都道府県の数: 県)	
県内事業所の名称及び所在地		名 称 所 在 地	電話 ( ) -	
設 立 の 形 態	1 個人企業を法人組織とした法人 2 合併により設立とした法人 3 新設分割により設立した法人 ( <input type="checkbox"/> 分割型 <input type="checkbox"/> 分社型 <input type="checkbox"/> その他) 4 その他 ( )			
設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称又は分割法人の名称		左の住所又は本店所在地	
設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分	適格・その他 ( 年 月 日)		グループ通算制度	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人
開始又は設置した法人が通算子法人である場合	通算親法人名		適用開始事業年度	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
	通算親法人の本店所在地		電話 ( ) -	
添付書類等	1 定款、規約、寄付行為等の写し 2 登記事項証明書の写し 3 合併契約書の写し (合併による場合) 4 分割契約書の写し (会社分割による場合) 5 グループ通算に関する法人税の届出書類等の写し 6 その他 ( )			
関与税理士	氏名	所在地	電話 ( ) -	

注 記載要領については裏面によります。

(裏)

## 法人開始・設置申告書の記載要領

新たに法人を設立した場合又は三重県に支店等を設置した場合には、その設立の日以後30日以内にこの申告書を所管県税事務所に提出しなければならないことになっています。下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、添付書類を添えて提出してください（既に設立又は設置の申告をしている法人が、申告内容を変更し、又は廃止する場合は、「法人変更・廃止申告書」を使用してください）。

なお、提出にあたっては、この申告書1通（控えが必要な場合は2通）と、次の書類を1通添付して提出してください。

- 1 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
- 2 設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本の写し
- 3 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
- 4 分割により法人を設立した場合における分割契約書の写し

（各欄の記載方法）

- 1 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記入し、「本店所在地」欄には、登記上の本店の所在地を記載してください。
- 2 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。
- 3 「送付先・連絡先」欄には、該当する口に $\blacktriangleright$ 点を付し、当該所在地を記載してください。  
なお、本店所在地を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。
- 4 新たに法人を設立した場合には、「開始年月日」欄に登記簿に記載されている設立登記年月日を記載してください。県内に支店等を設置した場合には、「設置年月日」欄に設置した年月日を記載してください。

（注）合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

- 5 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」欄には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載し、「資本金等の額」欄には、地方税法第23条第1項第4号の5イ又は同法第23条第1項第4号の5ニに定める額（相互会社にあつては、政令第6条の25第1号に定める金額）を記載してください。
- 6 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- 7 「申告期限の延長の有無」欄には、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）、法人税法第75条の2（同法第145条において準用する場合を含みます。）並びに同法第81条の24の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けているときは、「有」を○で囲み、承認を受けた事業年度及び延長月数を記載してください。なお、申告期限の延長には別途手続が必要です。
- 8 「事業の種類」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。「公益法人等である場合」欄は、地方税法第24条第5項に規定する公益法人等が記載してください。また、「一般社団法人又は一般財団法人である場合」欄の「非営利型法人」とは、法人税法第2条第9号の2に規

定する法人をいいます。非営利型法人に該当するときは、「公益法人等である場合」欄で収益事業の有無についても記入してください。

9 「事務所等の所在県数」欄は、該当する□に $\blacktriangleright$ 点を付してください。「三重県以外の都道府県にも事務所等がある。」を選択した場合は、事務所等が所在する都道府県の数（三重県を含みます。）を記載してください。

10 「県内事業所の名称及び所在地」欄には、その名称及び所在地を記載してください。

11 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当するときは「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当するときは「分社型」又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものであるときは「その他」のそれぞれの□に $\blacktriangleright$ 点を付してください。

なお、1から3までを選択した場合は、「設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名及び住所又は合併により消滅した法人若しくは分割法人の名称及び本店所在地を記載してください。

また、1を選択した場合は、別途「事業開始等申告書（個人事業税）」による個人企業の廃止申告が必要です。

12 「設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分」欄には、「設立の形態」欄で2又は3を選択した場合に、その合併又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当するときは「適格」、該当しないときは「その他」の文字を○で囲み、合併期日又は分割期日を記載してください。

13 「グループ通算制度」欄は、法人税法第4条の2の承認を受ける通算法人である場合は、該当する□に $\blacktriangleright$ 点を付してください。

なお、通算法人である場合には、別途「法人税に係るグループ通算制度の適用に関する報告書」を提出する必要があります。

14 「設立した法人が通算子法人である場合」欄は、設立と同時に通算子法人となつた場合にのみ記載してください。

15 「添付書類等」欄には、この申告書に添付したものの番号を○で囲んでください。

16 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

17 ※印欄は、県税事務所の処理欄ですので記載しないでください。



(裏)

## 法人変更・廃止申告書の記載要領

法人が解散、清算終了、事業年度等の変更、本店所在地の変更、資本金等の額の変更、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡又は譲受け、法人区分の変更、支店・工場等の変更（閉鎖を含みます。）等をした場合には、その変更等の日以後10日以内に、この申告書を所管県税事務所長に提出しなければならないことになっています。下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人開始・設置申告書」を届け出る場合には、この申告書の提出は必要ありません。

なお、提出にあたっては、この申告書1通（控えが必要な場合は2通）と、次の書類を1通添付して提出してください。

- 1 申告の事項が登記を要するものである場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）又は登記簿謄本若しくは抄本で、変更事項が確認できる記載のあるものの写し
- 2 事業年度の変更等で定款、寄附行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し
- 3 法人の合併を行った場合には、合併契約書の写し
- 4 その他参考となる資料

（各欄の記載方法）

- 1 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
- 2 「本店所在地」欄には、登記してある本店の所在地を記載してください。
- 3 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。
- 4 「送付先・連絡先」欄には、該当する□に $\blacktriangleright$ 点を付し、当該所在地を記載してください。  
なお、本店所在地を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。
- 5 「変更事項等」欄には、異動又は変更した事項を記載してください。
- 6 「変更前」、「変更後」及び「変更年月日」の各欄の記載については、次の事項に留意してください。

- (1) 「変更年月日」欄には、変更又は異動の事実が発生した年月日を記載してください。
- (2) 変更事項が解散の場合、「変更後」欄に清算人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。
- (3) 変更事項が三重県内の本店移転の場合、旧の本店の存続又は廃止の別を記載してください。

「4 県内事業所の廃止（□全部 □一部）」欄は、県内事業所の全てが廃止された場合は「全部」、県内事業所の一部が廃止された場合は「一部」のそれぞれの□に $\blacktriangleright$ 点を付してください。

- (4) グループ通算制度が適用されるグループへの加入若しくは離脱又はグループ通算の承認、取消し等により、みなし事業年度が発生する場合は、「変更後」欄に記載してください。

なお、みなし事業年度が複数発生するとき（みなし事業年度末日日が異なるとき）は、全

でのみなし事業年度を記載してください。

また、別途「法人税に係るグループ通算制度の適用に関する報告書」による報告が必要となります。

- 7 法人の吸収合併又は新設合併に係る変更の場合は、次の記載事項により記載してください。
  - (1) 「変更事項等」欄には、「6 その他」欄を○で囲み、括弧内に吸収合併又は新設合併と記載してください。
  - (2) 「変更後」欄には、合併法人又は新設合併法人の名称及び本店所在地を記載してください。
  - (3) 「変更年月日」欄には、合併期日を記載してください。
  - (4) 「合併の場合の適格区分」欄には、その合併が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」のそれぞれの□に△点を付してください。
- 8 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「変更事項等」欄の「6 その他」の括弧内に『法人区分の変更』と記載のうえ、変更前又は変更後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には収益事業の有無を併せて記載してください。
- 9 「添付書類等」欄には、この申告書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 10 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- 11 ※印欄は、県税事務所の処理欄ですので記載しないでください。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申告書は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申告書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---